

五監公告第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年11月5日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

健康福祉課

3. 監査の期間

令和2年9月30日～令和2年10月28日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
五泉市公印規程で社会福祉事務所長が管理するものと規定されている社会福祉事務所長印及び社会福祉事務所印について、同規程に基づく公印台帳が適切に管理されていない。また、備品台帳に社会福祉事務所長印の副印が記載されていない。適正な事務処理に努められたい。	指摘事項について、直ちに公印台帳副本の整備と備品台帳へ記載すると共に、五泉市公印規程を遵守し、適正な事務処理に努めるよう職員に周知いたしました。